

1. 医療法人の継続的・安定的な運営のため、持分なしの医療法人への移行を検討してみませんか？

東京会計グループでは、医療法人の円滑な移行のためのご支援を致します。

2. 医療法人の形態と基礎知識（平成29年1月現在）

形態	I 持分あり医療法人（総社団法人の78.7%）		II 持分なし医療法人（総社団法人の21.3%）			
	①一般の持分あり法人	②出資額限度法人	③一般の持分なし法人	④基金拠出型医療法人	⑤特定医療法人	⑥社会医療法人
1. 認可・承認	都道府県知事の認可	都道府県知事の認可	都道府県知事の認可	都道府県知事の認可	国税庁長官の承認	都道府県知事の認定
2. 組織	社員2人以上（※1）、 理事3人以上（原則）、 監事1人以上	社員2人以上（※1）、 理事3人以上（原則）、 監事1人以上	社員2人以上（※1）、 理事3人以上（原則）、 監事1人以上	社員2人以上（※1）、 理事3人以上（原則）、 監事1人以上	社員2人以上（※1）、 理事6人以上、 監事2人以上 評議員12名以上	社員2人以上（※1）、 理事6人以上、 監事2人以上
3. 要件	なし	定款に出資持分の払戻しについて一定要件の記載が必要	定款に出資持分に関する定めを設けないこと	定款に基金制度の記載が必要	親族要件、収入要件、 施設要件、運営要件	親族要件、救急医療等 確保事業の実施要件、 公的な運営に関する要 件（特定医療法人より 高いハードル）
4. 法人税率	25.5%（※2）	25.5%（※2）	年800万円以下15%、 年800万円超25.5%	年800万円以下15%、 年800万円超25.5%	年800万円以下15%、 年800万円超19%	収益事業にのみ課税 年800万円以下15%、 年800万円超19%
5. 社員の退社	出資持分の払戻しあり	出資持分の払戻額を限度とした払戻し	払戻しなし	払戻しなし	払戻しなし	払戻しなし
6. 上記5の時の課税	払戻しの金額により、払戻しを受けた社員又はその他の社員に、みなし配当課税又はみなし贈与課税の可能性あり	払戻しを受けた退社社員以外の社員にみなし贈与課税の可能性あり	課税なし	課税なし	<u>課税なし</u>	<u>課税なし</u>
7. 相続時の課税	出資持分に対して時価課税	①社員の地位を引継いだときには出資持分の時価課税、 ②地位を引継がない場合は、出資額に対して課税	課税なし	出資持分に課税なし。 基金部分は支払額に対して課税	<u>課税なし</u>	<u>課税なし</u>
8. 持分ありからなしへ移行時の課税	—	—	医療法人又は社員にみなし贈与課税又はみなし配当課税の可能性あり	医療法人又は社員にみなし贈与課税又はみなし配当課税の可能性あり	<u>課税なし</u>	<u>課税なし</u>

※1 実務上は、3人以上が望ましいとされています。

※2 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人は、年800万円以下は15%

3. 医療法人の継続的、安定的な経営のための移行を検討

- (1) 上記1により、持分ありの医療法人の場合、社員の退社や相続等により、医療法人や社員又は出資者(以下、社員等)に多額の払戻しや課税の可能性あるため、持分なしの医療法人への移行を検討する。
- (2) 特定医療法人又は社会医療法人以外の持分なしの医療法人に移行する場合、医療法人又は社員等への一時課税の可能性があるため、特定医療法人又は社会医療法人への移行を検討する。

4. 認定医療法人制度の活用→**※平成29年度税制改正で、延長予定とともに、非課税要件が緩和される予定!**

- (1) 持分なしの医療法人へ移行には、社員等に対し持分の放棄又は払戻しの説明や交渉が必要となり、準備期間が必要。
- (2) 持分なしの医療法人の中でも、特定医療法人又は社会医療法人へ移行する場合には、運営要件等高いハードルがあるため、準備期間が必要(2年~3年)。
- (3) 平成26年10月1日~平成29年9月30日までに、厚生労働省へ申請、認定を受けた認定医療法人は、認定時から3年以内に社員等が出資持分を放棄すれば、その間に発生した社員等に対する相続税、贈与税が免除される。
また、認定医療法人が社員等から出資払戻請求を受けたときの資金調達を目的とした融資制度がある。

5. 東京会計グループの医療法人移行支援業務のご紹介

- (1) 持分ありの医療法人と持分なしの医療法人の課税比較と運営比較
- (2) 持分なしの医療法人へ移行する場合の、移行計画に関する社員、理事、監事への説明
- (3) 認定医療法人、特定医療法人、社会医療法人への申請支援

※ ご相談は随時受付けています。お気軽にお問い合わせください。

(担当 税理士・行政書士 米満)